

国際日本文化研究センター創立30周年記念事業実行委員会要項

平成27年9月3日 制定
平成28年9月9日 最終改正

(設置)

第1条 国際日本文化研究センターに創立30周年記念事業（以下「記念事業」という。）を円滑に実施することを目的として、国際日本文化研究センター組織運営組織第14条第2項に基づき、国際日本文化研究センター創立30周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(記念事業)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 記念事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の企画立案
- (2) 事業計画の実施
- (3) その他事業計画の実施に必要な事項

2 記念事業の実施期間は、平成28年10月1日から平成30年3月31日までとする。

(組織)

第3条 実行委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長が指名する副所長 1名
- (2) 教員のうちから所長が指名する教員 若干名
- (3) 管理部長
- (4) 各課長
- (5) その他所長が必要と認めた者

(任期)

第4条 記念事業が終了するまでの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条の委員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、実行委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第8条 実行委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員長が第3条の委員の他に委嘱することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、各課の協力のもと管理部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、実行委員会の運用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年10月1日から施行する。